

社会福祉法人錦福社会行動計画（第3回）

職員が仕事と子育てとを両立することができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日

2. 内 容

目標 1 : 所定外労働の削減のための措置の実施。

<対策>

- 平成 31 年 4 月～ 各事業所の連携を密にし、適正なスタッフ配置を行う。
- 平成 31 年 4 月～ 個別面談を定期的に行い、個人の適性に合わせた職務配分、指導を行う。

目標 2 : 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児中の社会保険料免除などの制度周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成 31 年 4 月～ 制度に関するパンフレットを配布する。
- 平成 31 年 4 月～ 休業、休暇を申請し易い環境をつくるため、当該スタッフへのコミュニケーションを図る。
- 平成 31 年 4 月～ 小学校就学前の子育てをするスタッフに対し、小学校就学後も所定労働時間短縮制度を適用できることを書面で周知する。